

3. 受験申請受付期間

平成28年5月30日（月曜日）から6月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

なお、郵送による申請は、6月10日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

（注）筆記試験免除申請者も、同期間内に申請してください。

4. 受験申請書類の提出先等

(1) 持参して申請する場合

筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）に対応した法務局又は地方法務局の総務課（§8の表参照）に提出してください。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課又は横浜地方法務局から新潟地方法務局までのいずれかの地方法務局の総務課に提出してください。

なお、地方法務局へ提出する場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（52円）を貼ってください（§2.2. 参照）。

(2) 郵送により申請する場合

封筒の表に「土地家屋調査士受験」と朱書きした上で、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局）宛てに、必ず書留郵便で送付してください（那覇地方法務局以外の地方法務局に郵送で申請することはできません。）。

（例）東京の試験場で筆記試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に送付してください。

なお、§2.2.(4)の書面等がある場合は、書面の原本返送用の封筒を必ず添付し、(4)の書面等がない場合は、筆記試験受験票（はがき）に郵便番号、住所及び氏名を記載して、郵便切手（52円）を貼ってください（§2.2. 参照）。

(3) 筆記試験免除申請者

口述試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局の総務課（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局。ただし、那覇地方法務局を除く。）に提出してください。

（例）東京の試験場で口述試験を受験したい場合は、東京法務局の総務課に提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、§2.2.(5)の書面の原本返送用の封筒を必ず添付してください。

5. 提出に当たっての注意事項

(1) 受験申請書の受付後は、受験地の変更は認めません。

(2) 受け付けた受験申請書は、返還しません。

(3) 筆記試験受験票が到着しない場合には、念のため受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局（§8の表中、郵送欄に○印の付された法務局）の総務課に問い合わせてください。

(4) 受験申請書の受付後に住所等に変更があった場合には、直ちに受験申請書を提出した法務局又は地方法務局の総務課にその旨を申し出てください。

(5) 身体の機能に著しい障害のある方については、障害の状況により必要な範囲で措置を講ずることがありますので、受験の申請に先立ち、筆記試験を受験しようとする試験場の所在地（受験地）を管轄する法務局又は那覇地方法務局の総務課まで御相談ください。

§3 筆記試験の期日及び時間割等

1. 期 日 平成28年8月21日（日曜日）

2. 試験の内容

不動産の表示に関する登記につき必要と認められる事項であって、次に掲げるもの

(1) 民法に関する知識

(2) 登記の申請手続（登記申請書の作成に関するものを含む。）及び審査請求の手続に関する知識

(3) 土地及び家屋の調査及び測量に関する知識及び技能であって、次に掲げる事項

ア 平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）

イ 作図（縮図及び伸図並びにこれに伴う地図の表現の変更に関する作業を含む。）

(4) その他土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

3. 試験の時間割等

	試験場集合時刻	試験の時間	試験の内容
午前の部	午前9時00分	午前9時30分から午前11時30分まで	上記2.(3)
午後の部	午後0時30分	午後1時00分から午後3時30分まで	上記2.(1),(2)及び(4)